

令和3年5月

貿易関係証明申請者各位

京都商工会議所
貿易証明担当

貿易関係証明申請者登録 登録方法の変更について（ご案内）

◇6月1日より「貿易関係証明発給システム」への登録をお願いします◇

平素より本所の貿易関係証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。

ご高承のとおり、商工会議所に原産地証明書などの貿易関係証明を申請される場合は、予め「貿易関係証明申請者登録」が必要ですが、京都商工会議所では本年6月1日から「貿易関係証明発給システム」を利用して、実施することと致しました。

つきましては、下記のとおり登録手続きを変更いたしますので、ご確認をお願いします。

なお、証明書のオンライン発給につきましては、近日中に別途ご案内申し上げます。

記

1. 変更年月日 2021年6月1日（火）

既に本所に貿易登録をお済ませの方が、今後証明書のオンライン発給を希望される場合は、現登録の有効期限内であっても、標記システム上に貿易登録が必要です。

6月1日以降の更新・新規登録は、裏面の「手続きの流れ」従い、ご登録ください。

2. 変更点

2021年6月1日以降の新規登録・更新は、発給方法（オンライン・窓口）にかかわらず、オンライン上で登録・更新手続きを行ってください。

○貿易関係証明に関する誓約書、貿易関係証明申請者登録台帳（業態内容届・署名届）を専用サイトからダウンロードし、その他の必要書類(*)とともに、京都商工会議所貿易証明担当迄提出してください。本所会員に限り登録・更新の郵送受付が可能です。非会員の方は必要書類をご持参いただき、事前予約の上、本所窓口へお越しくください。

*《その他の必要書類》

- ・法人 履歴事項全部証明書・印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）
- ・個人 住民票・印鑑証明書（3か月以内に発行された原本各1部）及び
開業届または納税証明書（事業税）のいずれかのコピー
- ・代表者や署名者が外国籍の場合は「在留カード（表裏両面）」「外国人登録証明書」
「特別永住者証明書」「パスポート（氏名、在留資格、在留期限の記載されたページ）」
いずれかのコピー
- ・履歴事項全部証明書に「古物」に関する記載がある場合は、都道府県公安委員会
発行の「古物商許可証」のコピー
- ・事業拠点が「京都市」以外である場合は、地区外登録を必要とする理由書
※京都商工会議所会員の場合は提出不要です。
※理由書は京都商工会議所 HP よりダウンロード可能です。

○登録手続きが完了しますと、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要なIDとパスワードを発行します。

手続きの流れ ※別紙 1 をご参照ください。

- ① 「貿易登録のご案内 (https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=2601)」にアクセスし、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」と「商工会議所貿易関係証明罰則規程」を確認してください。
- ② 「貿易登録のご案内」で入力いただいたメールアドレスに「貿易登録申請」を行うための URL をお送りします。(メールが届かない場合は、お問合せください)
- ③ 「貿易登録の申請」ページで個人情報の取り扱いについて確認し、貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に同意の上、企業情報や署名者情報を入力してください。
- ④ 「誓約書」、「登録台帳(業態内容届・署名届)」を印刷し、「誓約書」に押印、「署名届」に肉筆サインをしてください。
- ⑤ 「誓約書」、「登録台帳(業態内容届・署名届)」、その他の必要書類(履歴事項全部証明書等)を京都商工会議所までご提出ください。

京都商工会議所会員は郵送可、非会員は事前予約の上、貿易証明窓口までお越しください。

◎登録手数料 会員 無料

非会員 11,000 円

手数料は書類の提出と合わせて窓口でお支払いください。

<その他の必要書類>

- ・履歴事項全部証明書(法人のみ。3か月以内に発行された原本1部)
- ・印鑑証明書(法人・個人。法人は会社登記の実印。3か月以内に発行された原本1部。)
- ・住民票(個人のみ。3か月以内に発行された原本各1通。)
- ・開業届のコピーまたは納税証明書のコピー(個人のみ)
- ・在留カードまたは特別永住者証明書の裏表両面コピー(代表者や署名者が外国籍の場合)
- ・各都道府県公安委員会が発行した古物商許可証のコピー(履歴事項全部証明書に古物に関する記載がある場合)
- ・地区外登録を必要とする理由書(事業拠点が「京都市」以外の場合) ※会員の方は不要です。
(京都商工会議所 HP よりダウンロード可能です。)

- ⑥ 貿易登録の承認後、「貿易関係証明発給システム」の利用に必要な貿易登録証(管理者 ID とパスワード)を発行します。

管理者 ID では、登録内容の変更や更新、署名登録証(ユーザー ID ・パスワード)の閲覧や出力が可能です。証明書のオンライン発給には、ユーザー ID を使用します。

以上

お問い合わせ 京都商工会議所会員部

 075-341-9761

E-mail: boeki@kyo.or.jp

貿易関係証明 貿易登録について (2021年6月1日～)

◎登録申請

正常な動作のため、ブラウザは必ず **Google Chrome** をお使いください。

・あらかじめポップアップ許可の設定を行ってください。

「設定」→「プライバシーとセキュリティ」→「サイトの設定」→「ポップアップブロックとリダイレクト」

→許可項目に以下サイトを追加

<https://coo.jcci.or.jp>

1. 貿易登録のご案内ページへアクセスしてください。

https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=2601

内容を確認して

- ・企業名 ※全角入力
 - ・担当者名
 - ・メールアドレス
 - ・メールアドレス (確認)
- を入力してください。

- ### 2. 「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」と「商工会議所貿易関係証明罰則規程」をそれぞれクリックし、内容をご確認の上、「送信する」を押して下さい。
- ※各規程が未確認の場合は、「送信する」が押せません。

貿易登録には以下の商工会議所の定めた認証規程及び罰則規程について遵守する旨の誓約をしなければなりません。送信前に必ずご確認ください。

[商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程](#)

[商工会議所貿易関係証明罰則規程](#)

[送信する](#)

3. ご登録いただいたメールアドレス宛に

「貿易登録申請手続きのご案内」をお届けします。
メール本文に記載の URL から登録申請手続きを
してください。

(ブラウザは必ず **Google Chrome** をお使いください)

メールが届かない場合は ☎ 075-341-9761 へご連絡ください。

4. 以下の手順で手続きを進めてください。

Step1.企業情報の入力

Step2.署名者情報の入力

Step3.誓約書等様式のダウンロード・印刷

- 〃 必要事項の記入と押印、その他必要書類を準備し
- 〃 商工会議所へ提出

※署名届の肉筆サインは、枠からはみ出さないよう2mm程度の余白をあけて、枠の中心部に、かすれないようにしっかりと記入してください。

注) 登録種別は「申請者」、「代行業者」、または「申請者かつ代行業者」から選択。

現時点では、代行業者によるオンライン申請は受け付けておりません（システム準備中）が、窓口発給の申請を代行される場合は、代行業者用の誓約書を出力いただけるよう、本欄で「代行業者」または「申請者かつ代行業者」を選択してください。

登録先商工会議所	登録手数料	会費	無料
京都商工会議所		非会員	11,000円

5. 「誓約書」、「業態内容届」、「署名届」をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、その他の必要書類と合わせて京都商工会議所 貿易証明担当へご提出ください。京都商工会議所会員の方は、郵送による提出が可能です。

【提出先】 京都商工会議所 会員部 貿易証明担当 (電話：075-341-9761)

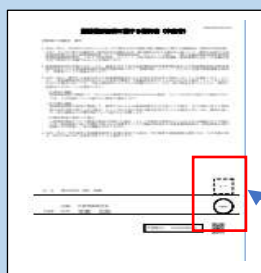
〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター 7階

※誓約書には押印、署名届には肉筆サインが必要です。

◎サインは、枠からはみ出さないよう2mm程度の余白をあけて、枠の中心部に、かすれないようにしっかりと記入願います。

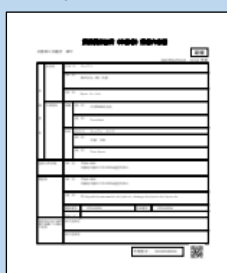
※登録種別が「申請者かつ代行業者」の場合は、誓約書が2枚必要ですご注意ください。

誓約書

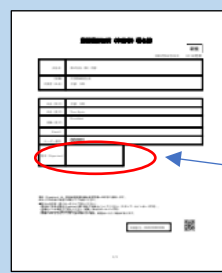


押印

業態内容届



署名届



肉筆サイン

◀その他の必要書類▶

【法人の場合】

- ・履歴事項全部証明書（発行から3か月以内の原本）
- ・代表者印（会社登記の実印）の印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）

【個人の場合】

- ・住民票（発行から3か月以内の原本）・印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）
- ・開業届または納税証明書(事業税)のいずれかのコピー

【事業拠点が「京都市」以外である場合】⇒地区外登録を必要とする理由書（会員の方は不要です）

【代表者・署名者が外国籍の場合】⇒在留カードまたは特別永住者証明書の裏表両面のコピー

【履歴事項全部証明書に古物の記載がある場合】⇒都道府県公安委員会発行の古物商許可証のコピー

◎貿易登録証の発行（貴社の管理 ID 等のお知らせ）

6. 登録審査後、貿易登録証を発行いたします。

ご提出いただいた書類を審査し、
問題がなければ貿易登録証を
ご登録の住所・ご担当者様あてに郵送します。

※管理者初期パスワードが分からなくなった場合は
再発行しますので、京都商工会議所へご連絡
ください。

これでオンライン貿易登録は完了です。
有効期限は 2 年後の月末です。

京都商工会議所 貿易登録証

〒600-8565
京都府京都市下京区四条通室町東入
株式会社 (株) 京都 御中

登録先商工会議所	京都商工会議所
商工会議所会員	会員
貿易登録番号	2601000004
登録種別	申請者
貿易登録有効期間	2021年04月21日 から 2023年04月20日 まで
企業名等	株式会社 (株) 京都
英文社名	Kyoto Co.,Ltd
英文住所	7F, higashihiru,muromachi, shi-jodo-ri, shimogyo-ka, kyote-shi, kyoto-fu
商工会議所コード	2601
管理者ID	GfNco4M5u5Jc
管理者初期パスワード	7h3TaT2qWVJ

【本登録証に関するご案内】
企業名や住所等の登録内容の変更、サイナーの追加・削除等が発生する場合は、必ず変更手続きを行ってください。
変更は管理者IDでシステムにログインして実行したのみ、窓口への申請が必要となります。

◎署名者（サイナー）毎のユーザーIDと初期パスワードのお知らせ

7. 「貿易登録証」に記載されている
「商工会議所コード」と「管理者ID・パスワード」で
ログインします。

システムの URL : <https://coo.jcci.or.jp/eCO/>

「貿易登録証」に記載のパスワードは、**初期パスワード**
です。初回ログイン後に、必ずパスワード変更を行って
ください。



メインメニューの「登録内容/署名者確認」を選択し、
「署名登録証印刷」から署名登録証を出力してください。
登録された署名者（サイナー）ごとに
ユーザーIDとパスワードが交付されます。

※署名者のパスワードが分からなくなった場合は、
管理者が署名登録証を再印刷していただく
と再交付
できます。

